

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン

本ガイドラインは、大雨、台風、津波、地震等の自然災害が発生した場合や、自然災害の発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に、那覇市就学前教育保育施設（以下、「施設」という。）において、備えるべきマニュアル等や災害時における施設の開所判断等について一定の基準を示したものである。本ガイドラインの活用については、次の基本的共通事項を踏まえ、臨機応変に対応することとする。

I 基本的共通事項

- (1) 施設長は、本ガイドラインを参照して各施設に合わせた災害時対応マニュアルを作成すること。また、災害時対応マニュアルは適宜修正し、災害発生時に備えるものとする。
- (2) ハザードマップで、施設の所在する地域が「土砂災害特別警戒地域」「土砂災害警戒区域」「高潮浸水予想図区域」「津波災害警戒区域」または災害に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所かどうかを確認すること。
- (3) 臨時休園の判断基準
 - ① 土砂災害・大雨・高潮については気象庁が発表する気象情報を基に那覇市が出す「警戒レベル3 高齢者等避難」以上とする。

那覇市が出す避難情報等

警戒レベル	状況	避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	大雨・高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれあり	早期注意情報

- ② 台風については気象庁が発表する暴風警報とする。ただし、暴風警報が発表される前に警戒レベル3 高齢者等避難が出る場合があるので、那覇市からの情報に留意すること。
- ③ 津波については気象庁が発表する「津波警報」「大津波警報」とする。
- (4) 災害時には園児の安全を第一とし、安全が確保できないと判断した場合は、施設長において臨時的に休園することができる。
- (5) 園児のお迎えについては、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合、お迎え時間等について、施設職員から保護者に連絡すること。園児を保護者に引き渡した後、休園とする。ただし、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、お迎えの依頼をすることは適切ではない。
- (6) 開園又は保育再開については、施設及び施設周辺の道路状況等の安全が確認された場合、速やかに開園すること。

2 土砂災害の場合

		那覇市が出す「警戒レベル3高齢者等避難」以上	
		開園前	保育中
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 ※上記の危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む		臨時休園とする。	安全な場所に避難する。
その他の区域		防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら開園・保育の継続をする。ただし、施設長において危険と判断した場合は、休園措置を行うことができる。	

3 大雨・高潮時の場合

		那覇市が出す「警戒レベル3高齢者等避難」以上	
		開園前	保育中
洪水浸水想定区域 ※上記の危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む		臨時休園とする。	安全な場所に避難する。
その他の区域		防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら開園・保育の継続をする。ただし、施設長において危険と判断した場合は、休園措置を行うことができる。	

4 台風時の場合

(1) 臨時休園の基準 気象庁が暴風警報を発表した場合

(2) 開園・保育再開の基準 気象庁が暴風警報を解除した場合

※台風接近前後に、大雨に伴うレベル3高齢者等避難指示も想定されるため、「2土砂災害の場合」「3大雨・高潮時の場合」も含めて判断するものとする。

5 地震の場合

地震の規模によるが、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続すること。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続する。

6 津波の場合

気象庁が発表する「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」が判断基準となる。

※ 開園前・保育中に注意報・警報等が発表された場合、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努めること。

(1) 津波注意報

	開園前	保育中
津波災害警戒区域 <small>※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む</small>	安全に留意しながら、開園する。	安全に留意しながら、保育を継続する。
その他の区域		

(2) 津波警報

	開園前	保育中
津波災害警戒区域 <small>※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む</small>	臨時休園とする。	直ちに避難行動をとり、安全を確保する。
その他の区域	安全に留意しながら、開園する。	安全に留意しながら、保育を継続する。

(3) 大津波警報

	開園前	保育中
津波災害警戒区域 <small>※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む</small>	臨時休園とする。	直ちに避難行動をとり、安全を確保する。
その他の区域		

7 施設の運営が困難な場合の対応について

次の(1)～(4)を確認し、施設の運営が困難な場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定する。ただし、緊急を要する場合は事後報告で構わない。

- (1) 施設や近隣の被害状況を確認 *危険なため夜間の確認は行わない *できるだけ複数人で行う
- (2) ライフラインの確認(電気・水道・ガス)
- (3) 保育可能な職員体制等の確認
- (4) その他施設の運営が困難な状況はないかの確認

8 避難状況及び被害状況等の報告について

緊急時は、こども教育保育課から那覇 LINE を利用して、避難状況や被害状況等について報告を求める場合がある。那覇 LINE に記載の URL をタップすると那覇市オンライン申請システムに接続されるので、速やかに報告をすること。

また、国の災害時情報共有システム登録対象の災害が発生した場合、登録依頼のメールが配信されるので、速やかに被害状況等の登録を行うこと。

9 施設と保護者との連絡体制について

本ガイドライン及び各施設で作成している災害対応マニュアルについて、保護者に対して事前に説明し理解を得ておくこと。また、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等については、書面等で保護者と確認すること。

避難行動や臨時休園を行う場合、施設長は、保育業務支援システムや緊急メール等で、速やかに保護者に連絡すること。

10 その他

- (1) 施設長は、避難情報等警戒レベルについて、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災他、テレビ等で確認するとともに、施設や施設の周辺の道路状況等の安全を確認すること。
- (2) 災害の種別や施設の状況、周辺の道路状況、防災気象情報等を勘案の上、施設に留まる（垂直避難等）か、避難のため移動を行うか、施設長が判断すること（小学校併設園においては、小学校と連携を図ること）。なお、避難場所等への移動の際には、移動経路の被災状況等も確認の上、安全対策を講じること。